

「中間のまとめ」への主な加筆・修正について

「中間のまとめ」への意見	加筆・修正の内容
<p>都民の健康に暮らす権利を保障するというような位置づけがあってほしい。</p>	<p>○ P. 4 計画策定にあたっての視点の部 13 行目 「<u>本計画の策定にあたっては、・・・食品の安全を確保し現在及び将来の都民の健康保護を図るため、次のような視点からの検討が必要である</u>と考える。」（下線部追加）</p> <p>⇒ 食品安全条例の目的達成に向けた考え方を明確化 ※「中間のまとめ」でも、消費者の権利の確立を目的とした「消費生活条例」など諸条例により、食品の安全確保に向けた取組の現状を記述している。</p>
<p>東京都において、国とのダブルスタンダードがないことを要望する。</p>	<p>○ P. 4(1) 食に対する信頼を高めるための施策の充実の部 「<u>食品の安全確保については、国において・・・規格や基準の整備が図られている。また、都は自治体として法令に基づく・・・監視指導等を実施している。都民の健康を守るためには、こうした国との役割分担を踏まえ自治体レベルでの施策の強化・充実を進めるとともに・・・</u>」（下線部追加）</p> <p>⇒ 国との役割分担を踏まえた都の施策充実の考え方を明確化</p>
<p>科学的知見の不確実性に対応した「予防原則」的なアプローチをとることを明確にするべきである。</p>	<p>○ P. 5 (3) 多様な課題に対応する効果的な施策の推進の部 「<u>食品の安全に係る課題は、科学技術の発展、・・・などにより、今後ますます多様化していくことが予測され、未だ解明されていない事柄を含め、さまざまなリスクが潜在する可能性は否定できない。このような食品の安全に係る課題に対応するためには、最新の科学的知見に基づき、健康への悪影響の可能性を最小限とする取組を都、都民、事業者の理解と協力により効果的に進めていくことが重要である。</u>」（下線部修正）</p> <p>⇒ 都が進めるべき「未然防止」の考え方を明確化</p>
<p>戦略的プランの目標数値を明確にしてこの取組の実効性を高めることを要望する。</p>	<p>○ P. 23 2 戦略的プランの考え方の部・2 行目 「<u>都における重点課題を踏まえ、本計画においては、・・・の三つの戦略的プランを示し、・・・一定の成果が得られるよう、具体的な目標を明確にして着実な推進を図るべきと考える。</u>」（下線部追加）</p>

<p>食品の安全に関する食育の推進にあたっては、高齢者にも十分配慮したものとすること。</p>	<p>○ P. 27 プラン10 食品の安全に関する「食育」推進の部・2行目 「関係各局の連携により・・・食育の推進を図る。<u>また、児童から高齢者に至る各年齢層で求められる内容に考慮して施策を実施する。</u>」（下線部追加）</p>
<p>食育が重視される中で、教育庁が都庁内の「食品安全対策推進調整会議」に参加するよう働きかけること。</p>	<p>○ P. 32 第4計画の実現に向けての考え方の部・下図 食品安全対策推進調整会議の部会について、現行の「設置例」を追加</p> <p>※「食育推進部会」に教育庁が参加していることを明示</p>
<p>進ちよく状況を定期的かつ必要時に都民へ広く開示し、意見交換会を実施するよう要望する。</p>	<p>○ P. 33 2計画の推進と検証の部・4行目 「また、把握した進ちよく状況は、<u>年度ごとに</u>食品安全審議会へ報告していくとともに、計画の中間年度において・・・広く都民に公表していく必要がある。」 (下線部「定期的」から「年度ごとに」へ修正)</p> <p>⇒ 報告の時期を具体的に明示</p>
<p>計画の推進については、都、都民、事業者が食品の安全に関する共通の認識を持ち、全庁的に取組む体制を確立すべきである。</p>	<p>○ P. 28～P. 30 3関係者との協力・連携の考え方</p> <p>当該部を新たな事項として追加</p> <p>⇒ 都、都民、事業者の取組のあり方について明確化</p>